○埼玉県地方警察職員の部署別定数に関する訓令

昭和32年４月１日

警察本部訓令第３号

警　察　本　部　長

職員の部署別定数に関する訓令を次のように定める。

埼玉県地方警察職員の部署別定数に関する訓令

各部、市警察部、各方面本部、警察学校及び各警察署の職員の定数を別表のように定める。

附　則

この訓令は、昭和32年４月１日から施行する。

附　則（昭和33年10月１日警察本部訓令第９号）

この訓令は、昭和33年10月１日から施行する。

附　則（昭和34年７月16日警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和34年７月16日から施行する。

附　則（昭和35年８月９日警察本部訓令第12号）

この訓令は、昭和35年８月30日から施行する。

附　則（昭和36年４月12日警察本部訓令第６号）

この訓令は、昭和36年４月１日から施行する。

附　則（昭和37年１月26日警察本部訓令第１号）

この訓令は、昭和37年１月26日から施行する。

附　則（昭和40年６月11日警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和40年６月11日から施行する。

附　則（昭和41年４月12日警察本部訓令第４号）

この訓令は、昭和41年４月１日から施行する。

附　則（昭和42年３月18日警察本部訓令第６号）

この訓令は、昭和42年４月１日から施行する。

附　則（昭和43年３月29日警察本部訓令第７号）

この訓令は、昭和43年４月１日から施行する。

附　則（昭和44年３月８日警察本部訓令第２号）

この訓令は、昭和44年３月８日から施行する。

附　則（昭和44年４月１日警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和44年４月１日から施行する。

附　則（昭和45年３月20日警察本部訓令第６号）

この訓令は、昭和45年４月１日から施行する。

附　則（昭和46年３月15日警察本部訓令第７号）

この訓令は、昭和46年４月１日から施行する。

附　則（昭和47年３月30日警察本部訓令第５号）

この訓令は、昭和47年４月１日から施行する。

附　則（昭和48年４月１日警察本部訓令第２号）

この訓令は、昭和48年４月１日から施行する。

附　則（昭和49年３月28日警察本部訓令第４号）

この訓令は、昭和49年４月１日から施行する。

附　則（昭和50年３月15日警察本部訓令第５号）

この訓令は、昭和50年４月１日から施行する。

附　則（昭和51年３月９日警察本部訓令第２号）

この訓令は、昭和51年４月１日から施行する。

附　則（昭和52年３月18日警察本部訓令第４号）

この訓令は、昭和52年４月１日から施行する。

附　則（昭和53年３月２日警察本部訓令第３号）

この訓令は、昭和53年４月１日から施行する。

附　則（昭和54年３月16日警察本部訓令第４号）

この訓令は、昭和54年４月１日から施行する。

附　則（昭和54年11月１日警察本部訓令第20号）

この訓令は、昭和54年11月１日から施行する。

附　則（昭和55年２月７日警察本部訓令第１号）

この訓令は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年２月９日警察本部訓令第２号）

この訓令は、昭和56年４月１日から施行する。

附　則（昭和57年２月６日警察本部訓令第２号）

この訓令は、昭和57年４月１日から施行する。

附　則（昭和58年２月４日警察本部訓令第１号）

この訓令は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則（昭和59年２月16日警察本部訓令第１号）

この訓令は、昭和59年４月１日から施行する。

附　則（昭和59年10月19日警察本部訓令第16号）

この訓令は、昭和59年10月19日から施行する。

附　則（昭和60年２月５日警察本部訓令第２号）

この訓令は、昭和60年４月１日から施行する。

附　則（昭和61年２月７日警察本部訓令第２号）

この訓令は、昭和61年４月１日から施行する。

附　則（昭和61年９月17日警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和61年９月25日から施行する。

附　則（昭和62年２月９日警察本部訓令第３号）

この訓令は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則（昭和63年２月17日警察本部訓令第５号）

この訓令は、昭和63年４月１日から施行する。

附　則（平成元年３月４日警察本部訓令第３号）

この訓令は、平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成２年３月５日警察本部訓令第３号）

この訓令は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成３年２月25日警察本部訓令第２号）

この訓令は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成４年３月３日警察本部訓令第３号）

この訓令は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成５年３月３日警察本部訓令第２号）

この訓令は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成６年３月７日警察本部訓令第６号）

この訓令は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成７年２月22日警察本部訓令第１号）

この訓令は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成７年９月１日警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成７年10月１日から施行する。

附　則（平成８年３月１日警察本部訓令第２号）

この訓令は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成９年２月26日警察本部訓令第２号）

この訓令は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成９年４月16日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成９年４月21日から施行する。

附　則（平成９年９月４日警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成９年９月11日から施行する。

附　則（平成10年３月12日警察本部訓令第３号）

この訓令は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成10年９月３日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成10年９月10日から施行する。

附　則（平成11年３月４日警察本部訓令第４号）

この訓令は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成11年８月31日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成11年９月10日から施行する。

附　則（平成12年３月10日警察本部訓令第４号）

この訓令は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年４月11日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成12年４月14日から施行する。

附　則（平成12年８月29日警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成12年９月13日から施行する。

附　則（平成13年３月13日警察本部訓令第２号）

この訓令は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成14年３月14日警察本部訓令第８号）

この訓令は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成14年７月25日警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成14年８月１日から施行する。

附　則（平成14年９月４日警察本部訓令第37号）

この訓令は、平成14年10月１日から施行する。

附　則（平成14年11月20日警察本部訓令第46号）

この訓令は、平成14年12月１日から施行する。

附　則（平成15年３月３日警察本部訓令第４号）

この訓令は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成15年９月11日警察本部訓令第34号）

この訓令は、平成15年９月25日から施行する。

附　則（平成16年３月11日警察本部訓令第７号）

この訓令は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成16年11月24日警察本部訓令第33号）

この訓令は、平成16年12月１日から施行する。

附　則（平成17年１月19日警察本部訓令第１号）

この訓令は、平成17年２月１日から施行する。

附　則（平成17年３月14日警察本部訓令第８号）

この訓令は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成17年９月22日警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成17年10月１日から施行する。

附　則（平成17年10月７日警察本部訓令第33号）

この訓令は、平成17年10月14日から施行する。

附　則（平成18年１月26日警察本部訓令第２号）

この訓令は、平成18年２月１日から施行する。

附　則（平成18年３月６日警察本部訓令第６号）

この訓令は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年９月４日警察本部訓令第43号）

この訓令は、平成18年10月１日から施行する。

附　則（平成19年２月19日警察本部訓令第５号）

この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年９月４日警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成19年10月１日から施行する。

附　則（平成20年３月７日警察本部訓令第５号）

この訓令は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年９月４日警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成20年10月１日から施行する。

附　則（平成21年３月２日警察本部訓令第２号）

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成21年10月８日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成21年10月16日から施行する。

附　則（平成22年３月１日警察本部訓令第２号）

この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年９月３日警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成22年10月１日から施行する。

附　則（平成23年２月23日警察本部訓令第３号）

この訓令は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成23年９月８日警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成23年10月１日から施行する。

附　則（平成24年３月２日警察本部訓令第１号）

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年９月７日警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成24年10月１日から施行する。

附　則（平成25年２月28日警察本部訓令第３号）

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年２月28日警察本部訓令第９号）

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年９月５日警察本部訓令第41号）

この訓令は、平成26年10月１日から施行する。

附　則（平成27年２月23日警察本部訓令第２号）

この訓令は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月９日警察本部訓令第５号）

この訓令は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月６日警察本部訓令第３号）

この訓令は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月６日警察本部訓令第５号）

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成31年２月22日警察本部訓令第１号）

この訓令は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年２月21日警察本部訓令第１号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年９月３日警察本部訓令第22号）

この訓令は、令和２年９月15日から施行する。

附　則（令和３年２月19日警察本部訓令第４号）

この訓令は、令和３年３月19日から施行する。

附　則（令和３年９月６日警察本部訓令第22号）

この訓令は、令和３年９月16日から施行する。

附　則（令和４年２月25日警察本部訓令第７号）

この訓令は、令和４年３月18日から施行する。

附　則（令和５年２月27日警察本部訓令第５号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

別表

部　署　別　定　数　表

○　本部等

		警察官	一般職員	計
総務部	総務課	23	6	29
	文書課	6	17	23
	広報課	25	36	61
	情報管理課	23	56	79
	留置管理課	172	2	174
財務局	会計課	4	49	53
	施設課	1	35	36
	装備課	9	24	33
計		263	225	488
警務部	警務課	50	38	88
	監察官室	43	4	47
	教養課	24	5	29
	厚生課	3	30	33
計		120	77	197
生活安全部	生活安全総務課	67	4	71
	人身安全対策課	75	2	77
	少年課	43	7	50
	保安課	52	2	54
	生活経済課	34	2	36
サイバー局	サイバー対策課	25	3	28
	サイバー捜査課	66	2	68
計		362	22	384
地域部	地域総務課	38	3	41
	通信指令課	80	3	83
	自動車警ら隊	157	3	160
	鉄道警察隊	39	2	41
計		314	11	325
刑事部	刑事総務課	82	29	111
	捜査第一課	168	3	171
	捜査第二課	125	3	128
	捜査第三課	61	5	66
	鑑識課	53	29	82
	科学捜査研究所	5	48	53
	機動捜査隊	141	3	144
組織犯罪対策局	組織犯罪対策課	54	4	58
	捜査第四課	67	2	69
	薬物銃器対策課	44	3	47
	国際捜査課	56	2	58
計		856	131	987
交通部	交通総務課	36	7	43
	交通指導課	43	12	55
	交通捜査課	65	6	71
	交通規制課	34	23	57
	交通機動隊	114	5	119
	高速道路交通警察隊	113	2	115
運転免許本部	運転免許課	41	64	105
	運転管理課	34	18	52
	運転免許試験課	37	18	55
計		517	155	672
警備部	公安第一課	86	8	94
	公安第二課	29	1	30
	公安第三課	43	2	45
	警備課	56	11	67
	危機管理課	17	1	18
	外事課	105	4	109
	機動隊	251	6	257
計		587	33	620
さいたま市警察部		4	1	5
第一方面本部		9		9
第二方面本部		7	1	8
第三方面本部		8		8
第四方面本部		8		8
警察学校		56	10	66
その他		916	87	1,003
小計		4,027	753	4,780

○　警察署

	警察官	一般職員	計
浦和	295	15	310
浦和東	132	6	138
浦和西	197	8	205
大宮	317	18	335
大宮東	146	8	154
大宮西	131	5	136
蕨	266	11	277
川口	381	14	395
武南	221	10	231
朝霞	253	11	264
新座	155	8	163
草加	345	12	357
上尾	300	14	314
鴻巣	171	6	177
川越	331	17	348
東入間	233	11	244
所沢	303	17	320
狭山	261	12	273
西入間	224	10	234
飯能	130	7	137
東松山	167	7	174
小川	85	6	91
秩父	122	7	129
小鹿野	36	3	39
本庄	118	5	123
児玉	65	6	71
熊谷	245	12	257
深谷	137	7	144
寄居	77	5	82
行田	103	5	108
羽生	72	5	77
加須	119	6	125
岩槻	198	7	205
春日部	230	10	240
越谷	332	18	350
久喜	174	7	181
幸手	108	5	113
杉戸	90	6	96
吉川	227	11	238
小計	7,497	358	7,855

総計	11,524	1,111	12,635